

三田市身体障害者福祉協議会
会長 八十川 一三 様

三田市長 森 哲 男



障害者優先駐車場に関する要望について (回答)

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月28日付でご要望のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

市では、障害者への社会的障壁を取り除き、障害者の自立や社会参加の支援のための施策を進めるなか、市内公共施設の障害者等のための駐車スペースに、兵庫県が実施する「兵庫ゆずりあい駐車場」制度の案内表示のついたカラーコーンを設置し、また、市障害福祉課で「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」申請の受付・配布を行うなど、「兵庫ゆずりあい駐車場」制度に協賛し、制度の周知等を図っています。又「兵庫ゆずりあい駐車場」制度は、障害者だけではなく高齢者や妊産婦、傷病人等に対する“ゆずりあいの心”を基本にしており、罰則規定は設けられておりません。

一方駐車場に限らず地域社会において障害者等の優先利用のスペースを健常者が利用しているといった状況が問題となっておりますが、これらの問題に対し市の条例によりどのような規制や制限方法がなじむものであるかは慎重に考える必要があります。特に公共施設だけでなく民間の施設利用を含めた取締りの人的体制確保の問題や駐車場利用者が対象者であるかどうかは外見だけで判断が難しい等実効性にも課題があると考えます。

よってまずはご指摘の問題解決に向けての兵庫ゆずりあい駐車場制度の周知、普及啓発により、引き続き市民の意識向上を図るとともに、ご指摘の三田駅前第一駐車場については、既に運営する地域振興株式会社に対し、駐車場利用者へ呼びかけていただくよう依頼しております。

なお障害者の自立と社会参加を促進するための環境づくりは非常に重要と考えており、市民・事業者に対し障害者理解を促進し行動につなげていくことが重要と考えます。本年7月に施行した「三田市障害者共生条例」に基づき、障害者理解促進に向け取り組みを進めてまいりますが、今後はご要望の趣旨にある健常者も障害者も共に生きる社会の実現に向け、本条例の見直しも含め検討して参りたいと考えておりますのでご理解申し上げます。

問い合わせ：三田市健康福祉部福祉推進室障害福祉課

(Tel 559-5075 fax 562-1294)